

(社) 蕨市にぎわいまちづくり連合会
空き店舗有効活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き店舗を賃借して出店する事業者に対して補助金を交付し、もって商店街等の空き店舗の解消と地域商店街の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「対象空き店舗」とは、市内商店街に存する空き店舗であって、まちづくり連合会が指定したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、「対象空き店舗」にて第4条に定める補助対象事業を営む事を目的とし、まちづくり連合会の審査を通過した個人又は法人及び団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、まちづくり連合会が対象空き店舗の有効な活用を図るために行う次に掲げる空き店舗対策事業とする。

(1) 市内の商店街で商店が集団形態をとり、共同して事業等の活動を行う団体（以下「商店会等」という。）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であってまちづくり連合会が適当と認めた団体が行う対象空き店舗の有効活用事業。

(2) 次の表に掲げる事業者要件のすべてに該当する個人又は法人である事業者が、対象空き店舗を借り受け、同表に掲げる営業要件のすべてに該当する営業を行う空き店舗の有効活用事業。

事業者要件	営業要件
ア、対象空き店舗の所有者と同一の世帯に属する者又は生計を一にする者でないこと。	ア、小売商業又は飲食店含むサービスに関する営業であること（ただし風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第
イ、個人の事業者にあつては、営業に	

<p>直接携わることができる者であること。</p> <p>ウ、当該対象空き店舗の存する商店会（商店会がその地域に存在しない場合は（社）蕨市にぎわいまちづくり連合会）及び蕨商工会議所に参加し、活動に積極的に協力する者であること。</p>	<p>122号)第2条に規定する営業を除く。) 尚、対象となる業種の範囲は別途定める。</p> <p>イ、原則として午前中から営業を開始し、午後5時以降まで営業が継続されるものであること。</p> <p>ウ、対象空き店舗に出店することにより、当該事業者が市内商店街において営む他の店舗が空き店舗にならないこと。</p>
---	---

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次の表の助成措置の区分の欄に応じ、補助金額の欄に定める額を限度額として決定する。

助成措置の区分	補助金額
対象空き店舗の改装（外装、内装、設備等の工事）に要する経費	当該改装費の2分の1以内の額で限度額50万円。
開店時の広告宣伝費	広告宣伝費の2分の1以内の額で限度額10万円。
非営利事業を営む場合の店舗賃借料	<p>店舗賃借料の3分の1以内の額で1年度80万円を限度とする。</p> <p>ただし、補助対象期間は2年度とする。</p>

2 補助金の額を算定する場合において、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象事業の実施)

第6条 まちづくり連合会は、空き店舗対策事業の実施に当たって対象空き店舗及び出店者の募集、受付、審査、助成措置の決定等を公表するものとする。

- 2 まちづくり連合会は、空き店舗対策事業の実施に当たっては、公平性、有効性等を確保するために、市、当該空き店舗の存する商店会等に所属する者、消費者団体の意見を踏まえて行うものとする。
- 3 まちづくり連合会は、出店者の営業又は活動の継続を図るため、必要に応じて当該出店者に対して助言、支援を行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする出店者（以下「申請者」という。）は、空き店舗有効活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 当該空き店舗活用事業ビジネスプラン
- (2) 広告宣伝費にあつては、経費の内訳
- (3) 改装費助成にあつては、改装前の現場写真、当該改装工事の内訳及び見積書の写し
- (4) 家賃助成にあつては、当該賃貸借契約書の写し

(交付決定及び通知)

第8条 理事長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査の上その適否を決定し、適当と認めるときは、空き店舗有効活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは、空き店舗有効活用事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に対し通知するものとする。

(完了報告)

第9条 当該交付決定者は、補助対象事業の完了日より1月以内、又は当該年度の2月末日までのいずれか早い日までに、空き店舗有効活用事業補助金完了報告書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 改装費にあつては、施行後の現場写真
- (2) 広告宣伝費にあつては、内容がわかる成果品等の写し
- (3) 領収書の写し

2 理事長は、必要があると認めるときは、実地に調査を行うことができる。

(補助金の確定及び通知)

第10条 理事長は、前条に規定する完了報告を受けたときは、当該報告に係る書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、空き店舗有効活用事業補助金交付確定通知書（様式第5号）により、不適合と認めるときは空き店

舗有効活用事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により当該交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 当該交付決定者は、前条の規定による補助金の交付確定の通知を受けたときは、空き店舗有効活用事業補助金交付請求書（様式第7号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付及び手数料）

第12条 補助金の交付は原則として銀行振込とする。

2 当該交付決定者は補助金の交付に関する振込手数料を含む各種事務手数料として、まちづくり連合会に対し、金5,000円を別途支払うものとする。また、補助金交付との相殺は行わないものとする。

（不正利得の返還）

第13条 理事長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該交付決定者から、その補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。